



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年3月13日火曜日 第1843号

◇ 目 次 ◇ 告 示

新たに生じた土地の確認（今治市）..... 249

字の区域の変更（ " ）..... 249

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正..... 249

市営土地改良事業の換地処分（2件）..... 250

沖浦地区土地改良事業共同施行営土地改良事業の換地処分..... 250

県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧（2件）..... 250

市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）..... 251

水域施設等の建設の届出..... 251

道路の区域変更（一般国道194号）..... 251

道路の供用開始（ " ）..... 252

道路の区域変更（県道今治丹原線）..... 253

道路の供用開始（一般国道317号外）..... 253

道路の区域変更（県道砥部伊予松山線）..... 254

道路の供用開始（ " ）..... 254

道路の区域変更（県道松山松前伊予線）..... 254

道路の供用開始（ " ）..... 254

道路の供用開始（県道中山伊予線）..... 255

道路の区域変更（県道松山伊予線）..... 255

道路の供用開始（ " ）..... 255

道路の供用開始（県道久万中山線）..... 255

道路の区域変更（県道中山双海線）..... 255

道路の供用開始（ " ）..... 256

道路の区域決定（県道松山川内自転車道線）..... 256

道路の区域変更（県道池田中山線）..... 256

道路の区域変更（県道高茂岬船越線）..... 256

道路の供用開始（ " ）..... 257

道路の区域変更（県道篠山公園線）..... 257

道路の供用開始（ " ）..... 257

道路の区域変更（県道宇和島城辺線）..... 257

道路の供用開始（ " ）..... 257

都市計画の変更案の縦覧（6件）..... 258

愛媛県環境影響評価条例による都市計画事業に係る環境影響評価
準備書等の縦覧..... 258

愛媛県環境影響評価条例による都市計画事業に係る環境影響評価
準備書の説明会の開催..... 259

都市計画の決定案の縦覧..... 259

開発行為に関する工事の完了..... 260

公 告

技能検定の合格者..... 260

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則... 268

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定..... 269

告 示

○愛媛県告示第395号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、今治市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は今治市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成19年3月13日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
今治市大西町脇甲882の3から甲882の5まで、甲1837及び甲1838の2並びに大西町大井浜154の1、154の3、154の15、154の23、154の24、159の6、159の9、183の3、184の2、185の2、186、200及び202の1から202の3までの地先海浜地	2,742.95

○愛媛県告示第396号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、今治市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成19年3月13日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
大西町脇	今治市大西町脇甲882の3から甲882の5まで、甲1837及び甲1838の2の地先海浜地	922.12
大西町大井浜	今治市大西町大井浜154の1、154の3、154の15、154の23、154の24、159の6、159の9、183の3、184の2、185の2、186、200及び202の1から202の3までの地先海浜地	1,820.83

○愛媛県告示第397号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成19年2月20日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成19年3月13日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)
第 2 条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。

(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)
第 2 条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。

農業近代化資金の種類	利子補給率		
	法第 2 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 1 号に掲げる者に貸し付ける場合	法第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第 2 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる融資機関が同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年 1 分 2 厘 5 毛	年 1 分 2 厘 5 毛	年 4 厘
2 ~ 7 省略			

農業近代化資金の種類	利子補給率		
	法第 2 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 1 号に掲げる者に貸し付ける場合	法第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第 2 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる融資機関が同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年 1 分 2 厘 5 毛	年 1 分 2 厘 5 毛	年 5 厘
2 ~ 7 省略			

○愛媛県告示第 398 号

平成19年 2月28日今治市営基盤整備促進事業古谷下地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の 4 において準用する同法第54条第 4 項の規定により公告する。

平成19年 3月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 399 号

平成19年 2月28日今治市営基盤整備促進事業明田地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の 4 において準用する同法第54条第 4 項の規定により公告する。

平成19年 3月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 400 号

平成19年 2月28日沖浦地区土地改良事業共同施行営非補助土地改

良事業沖浦地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条において準用する同法第54条第 4 項の規定により公告する。

平成19年 3月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 401 号

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、今治市関前大下地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成19年 3月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農地保全整備事業・大下地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成19年 3月14日から 4月11日まで
- 縦覧場所

今治市役所関前支所

○愛媛県告示第 402 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条の 3 第 1 項の規定により、伊予市宮下、上野、上三谷、下三谷、上吾川、下吾川、米湊、稲荷、市場、尾崎、本郡、森及び中村並びに伊予郡松前町南黒田及び横田地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成19年 3月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・大谷地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成19年 3月14日から 4月11日まで
- 3 縦覧場所
伊予市役所及び松前町役場

○愛媛県告示第 403 号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・中村地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年 3月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
(1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・中村地区）計画書の写し
(2) 今治市土地改良事業分担金等徴収条例の写し
- 2 縦覧期間
平成19年 3月14日から 4月11日まで
- 3 縦覧場所
今治市役所玉川支所

○愛媛県告示第 404 号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・小鴨部地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項にお

○愛媛県告示第 406 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 3月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	194号	西条市千町字大ダル乙17番 5	旧	メートル 14.2 ~ 18.6	キロメートル 0.007	
			新	14.6 ~ 20.4	0.007	

いて準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年 3月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
(1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・小鴨部地区）計画書の写し
(2) 今治市土地改良事業分担金等徴収条例の写し
- 2 縦覧期間
平成19年 3月14日から 4月11日まで
- 3 縦覧場所
今治市役所玉川支所

○愛媛県告示第 405 号

港湾法（昭和25年法律第 218 号）第56条の 3 第 1 項の規定に基づき、次のとおり水域施設等の建設の届出があった。

平成19年 3月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
檜垣造船株式会社
今治市小浦町 1 丁目 4 番 25 号
代表者 代表取締役 檜垣 清隆
- 2 水域施設等の所在する水域の範囲
今治市波方町波方字石持甲1571番 4 地先海面
- 3 水域施設等の種類、規模及び構造

種 類	規 模 及 び 構 造
係留施設	延長、205メートル 直立消波式係留岸

- 4 係留施設の係留能力
水深 - 5.0メートル
- 5 水域施設等の建設の工事の開始及び完了の予定期日
(1) 工事の開始予定期日 平成19年 3月 1 日
(2) 工事の完了予定期日 平成19年 5月31日
- 6 水域施設等の使用及び管理の計画
新造船の艀装用係留施設として使用し、維持管理のため、届出者において監視・検査を行う。

"	"	西条市千町字渡瀬2号25番2から 同字2号23番4まで	旧	20.5~29.5	0.040	
			新	24.0~33.5	0.040	
"	"	西条市千町字渡瀬2号20番	旧	35.0~35.3	0.006	
			新	37.5~38.2	0.006	
"	"	西条市千町字大谷甲7番10から 同字甲7番20まで	旧	28.0~39.2	0.045	
			新	38.4~65.0	0.045	
"	"	西条市千町字大谷甲7番3から 同字甲7番2まで	旧	19.3~22.0	0.007	
			新	25.6~26.1	0.007	
"	"	西条市荒川字下分2号275番	旧	12.0~13.3	0.013	
			新	13.3~14.5	0.013	
"	"	西条市中野字大平ラ丙120番5から 同字ラ丙121番6まで	旧	21.5~35.5	0.105	
			新	23.8~36.6	0.105	
"	"	西条市中野字大平ラ丙122番14	旧	15.8~17.7	0.025	
			新	15.8~56.0	0.025	
"	"	西条市中野字大平ラ丙122番16から 同市中野字爪堀丙118番15まで	旧	10.4~10.6	0.013	
			新	10.4~15.0	0.013	
"	"	西条市中野字松茸山丙87番3	旧	21.0~31.3	0.045	
			新	36.3~41.5	0.045	
"	"	西条市中野字菖蒲谷丙85番14	旧	18.5~27.5	0.025	
			新	27.5~71.8	0.025	

○愛媛県告示第407号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	194号	西条市千町字大ダル乙17番5	平成19年3月13日
"	"	西条市千町字渡瀬2号25番2から 同字2号23番4まで	"
"	"	西条市千町字渡瀬2号20番	"
"	"	西条市千町字大谷甲7番10から 同字甲7番20まで	"

"	"	西条市千町字大谷甲 7 番 3 から 同字甲 7 番 2 まで	"
"	"	西条市荒川字下分 2 号275番	"
"	"	西条市中野字大平ラ丙120番 5 から 同字ラ丙121番 6 まで	"
"	"	西条市中野字大平ラ丙122番14	"
"	"	西条市中野字大平ラ丙122番16から 同市中野字爪堀丙118番15まで	"
"	"	西条市中野字松茸山丙87番 3	"
"	"	西条市中野字菖蒲谷丙85番14	"

○愛媛県告示第 408 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 3月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	今治丹原線	今治市矢田字長尾乙128番 3 から 同市高橋字佐夜ノ谷甲1286番 4 地先まで	旧	メートル 3 2 ~ 7 8 17 5 ~ 34 2	キロメートル 0 393 0 365	
			新	17 5 ~ 34 2	0 365	
"	"	今治市高橋字真木ノ辻甲607番 8 地先から 同市別名字中河原甲233番 3 まで	旧	4 3 ~ 23 5 11 8 ~ 49 6	0 544 0 570	
			新	11 8 ~ 49 6	0 570	

○愛媛県告示第 409 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 3月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	317号	今治市高橋字大縄田甲434番 3 から 同字甲422番 5 まで	平成19年 3月15日
県 道	今治丹原線	今治市矢田字長尾乙131番 2 から 同字乙128番 3 まで	"
"	"	今治市矢田字長尾乙128番 3 から 同市高橋字佐夜ノ谷甲1286番 4 地先まで	"

”	”	今治市高橋字佐夜ノ谷甲1286番4から 同市高橋字真木ノ辻甲607番8まで	”
”	”	今治市高橋字真木ノ辻甲607番8地先から 同市高橋字大縄田甲424番11まで	”

○愛媛県告示第410号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	砥部伊予松山線	伊予郡砥部町川井1340番3から 同町川井1347番3まで	旧	メートル 7.0～16.0	キロメートル 0.110	
			新	13.0～21.5	0.110	

○愛媛県告示第411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	砥部伊予松山線	伊予郡砥部町川井1340番3から 同町川井1347番3まで	平成19年3月13日

○愛媛県告示第412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	松山松前伊予線	松山市空港通一丁目246番2から 同市余戸東四丁目779番1まで	旧	メートル 6.3～7.6	キロメートル 1.865	
			新	7.3～8.5	1.865	

○愛媛県告示第413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山松前伊予線	松山市空港通一丁目246番2から 同市余戸東四丁目779番1まで	平成19年3月13日

○愛媛県告示第414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中山伊予線	伊予市平岡286番7から 同市平岡324番1地先まで	平成19年3月13日

○愛媛県告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	松山伊予線	伊予市上野字蓼原234番2から 同字227番2まで	旧	メートル 7.9～9.6	キロメートル 0.069	
			新	12.8～13.7	0.069	

○愛媛県告示第416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山伊予線	伊予市上野字蓼原234番2から 同字227番2まで	平成19年3月13日

○愛媛県告示第417号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久万中山線	伊予市中山町出淵4番耕地920番4	平成19年3月13日

○愛媛県告示第418号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	中山双海線	伊予市双海町上灘甲3363番2から 同町上灘甲3369番3まで	旧	メートル 5.3～8.7	キロメートル 0.036	
			新	8.7～11.2	0.036	

○愛媛県告示第419号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中山双海線	伊予市双海町上灘甲3363番2から 同町上灘甲3369番3まで	平成19年3月13日

○愛媛県告示第420号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山川内自転車道線	東温市見奈良字柚壽之木1084番3地先から 同字1084番4地先まで	メートル 8.5～10.5	キロメートル 0.111	

○愛媛県告示第421号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	池田中山線	喜多郡内子町大瀬南4136番地先から 同町大瀬南4131番4地先まで	旧	メートル 13.0～33.3	キロメートル 0.055	
			新	13.0～25.8	0.055	

○愛媛県告示第422号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年3月13日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町福浦642番2から 同町福浦640番6まで	旧	メートル 3.4～4.3	キロメートル 0.043	
			新	4.1～5.0	0.043	

○愛媛県告示第 423 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 3月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町福浦642番 2 から 同町福浦640番 6 まで	平成19年 3月13日

○愛媛県告示第 424 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 3月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	篠山公園線	南宇和郡愛南町正木114番 2 地先から 同町正木61番 5 まで	旧	メートル 0	キロメートル 0	
			新	12.0~57.0	0.673	

○愛媛県告示第 425 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 3月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	篠山公園線	南宇和郡愛南町正木114番 2 地先から 同町正木61番 5 まで	平成19年 3月13日

○愛媛県告示第 426 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 3月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町緑甲1696番 3 から 同町緑甲1696番 4 まで	旧	メートル 15.6~20.0	キロメートル 0.059	
			新	15.6~23.4	0.059	

○愛媛県告示第 427 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 3月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町緑甲1696番3から 同町緑甲1696番4まで	平成19年3月13日

○愛媛県告示第428号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したいので、同法第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び松山市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成19年3月13日

愛媛県知事 加戸守行

1 都市計画の種類及び名称

松山広域都市計画道路 3・2・4 大手町通線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 松山市南江戸一丁目、三番町八丁目及び大手町二丁目
- (2) 削除する部分 松山市大手町二丁目及び宮田町

○愛媛県告示第429号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したいので、同法第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び松山市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成19年3月13日

愛媛県知事 加戸守行

1 都市計画の種類及び名称

松山広域都市計画道路 3・3・9 千舟町空港線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 松山市南江戸一丁目、三番町八丁目及び千舟町八丁目
- (2) 削除する部分 なし

○愛媛県告示第430号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したいので、同法第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び松山市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成19年3月13日

愛媛県知事 加戸守行

1 都市計画の種類及び名称

松山広域都市計画道路 3・4・22 松山駅前竹原線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 松山市大手町二丁目、三番町八丁目及び千舟町八丁目
- (2) 削除する部分 なし

○愛媛県告示第431号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したいので、同法第2項において準用する

同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び松山市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成19年3月13日

愛媛県知事 加戸守行

1 都市計画の種類及び名称

松山広域都市計画道路 3・2・24 松山駅西口南江戸線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 松山市南江戸一丁目及び南江戸五丁目
- (2) 削除する部分 松山市南江戸一丁目

○愛媛県告示第432号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したいので、同法第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び松山市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成19年3月13日

愛媛県知事 加戸守行

1 都市計画の種類及び名称

松山広域都市計画道路 3・2・60 松山駅北東西線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 松山市宮田町、南江戸一丁目及び辻町
- (2) 削除する部分 なし

○愛媛県告示第433号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したいので、同法第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び松山市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成19年3月13日

愛媛県知事 加戸守行

1 都市計画の種類及び名称

松山広域都市計画道路 3・2・61 松山駅西南北線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 松山市辻町及び南江戸一丁目
- (2) 削除する部分 なし

○愛媛県告示第434号

愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）第41条第2項及び愛媛県環境影響評価条例施行規則（平成11年愛媛県規則第27号）第52条の規定により読み替えて適用される同条例第13条第1項の規定により、次の都市計画事業に係る環境影響評価準備書を作成したので、同条例第41条第2項及び同規則第52条の規定により読み替えて適用される同条例第15条の規定により、次のとおり公告する。

なお、この環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる。

平成19年3月13日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 都市計画決定権者の名称
愛媛県
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称
松山広域都市計画都市高速鉄道
四国旅客鉄道株式会社 予讃線
 - (2) 種類
普通鉄道に係る鉄道施設の改良
 - (3) 規模
延長 約 5.9キロメートル
- 3 都市計画対象事業が実施されるべき区域
松山市美沢二丁目、朝日ヶ丘二丁目、美沢一丁目、朝美二丁目、愛光町、辻町、南江戸一丁目、竹原二丁目、竹原三丁目、空港通一丁目、土居田町、保免上一丁目、保免上二丁目、保免中一丁目、保免中二丁目、保免中三丁目、市坪西町、市坪北二丁目及び市坪南二丁目の各一部
伊予市上野及び上三谷の各一部
伊予郡松前町大字出作、神崎及び鶴吉の各一部
- 4 関係地域の範囲
松山市、伊予市及び伊予郡松前町
- 5 環境影響評価準備書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
愛媛県庁、松山市役所、伊予市役所及び松前町役場
 - (2) 縦覧期間
平成19年3月13日から4月13日まで
(土曜日、日曜日及び祝日は除く)
 - (3) 縦覧時間
8時30分から17時まで
- 6 環境影響評価準備書についての意見書の提出期限及び提出先並びに意見書に記載すべき事項
 - (1) 提出期限
平成19年4月27日
 - (2) 提出先
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県土木部道路都市局都市計画課
 - (3) 意見書に記載すべき事項
ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
イ 意見書の提出の対象である環境影響評価準備書に記載された都市計画対象事業の名称
ウ 環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載すること。)

○愛媛県告示第435号

愛媛県環境影響評価条例(平成11年愛媛県条例第1号)第41条第2項及び愛媛県環境影響評価条例施行規則(平成11年愛媛県規則第27号)第52条の規定により読み替えて適用される同条例第16条第1項の規定により、次の都市計画対象事業に係る環境影響評価準備書の説明会を開催するので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年3月13日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 説明会の開催を予定する日時及び場所
 - (1) 開催日時
第1回 平成19年3月22日 19時~
第2回 平成19年3月23日 19時~
 - (2) 開催場所
第1回 松山市千舟町8丁目89
松山市立新玉小学校 体育館
第2回 伊予市上野2270
伊予市立伊予小学校 体育館
- 2 都市計画決定権者の名称
愛媛県
- 3 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称
松山広域都市計画都市高速鉄道
四国旅客鉄道株式会社 予讃線
 - (2) 種類
普通鉄道に係る鉄道施設の改良
 - (3) 規模
延長 約 5.9キロメートル
- 4 都市計画対象事業が実施されるべき区域
松山市美沢二丁目、朝日ヶ丘二丁目、美沢一丁目、朝美二丁目、愛光町、辻町、南江戸一丁目、竹原二丁目、竹原三丁目、空港通一丁目、土居田町、保免上一丁目、保免上二丁目、保免中一丁目、保免中二丁目、保免中三丁目、市坪西町、市坪北二丁目及び市坪南二丁目の各一部
伊予市上野及び上三谷の各一部
伊予郡松前町大字出作、神崎及び鶴吉の各一部
- 5 関係地域の範囲
松山市、伊予市及び伊予郡松前町

○愛媛県告示第436号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定したいので、愛媛県環境影響評価条例施行規則(平成11年愛媛県規則第27号)第54条第1項の規定により読み替えて適用される同法第17条第1項の規定により、その都市計画の案を愛媛県庁、松山市役所、伊予市役所及び松前町役場において告示の日から1月間公衆の縦覧に供する。

平成19年3月13日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 都市計画の種類及び名称
松山広域都市計画都市高速鉄道 四国旅客鉄道(株)予讃線
- 2 都市計画を定める土地の区域
松山市古三津四丁目、古三津五丁目、山西町、古三津町、衣山四丁目、衣山五丁目、美沢二丁目、朝日ヶ丘二丁目、美沢一丁目、朝美二丁目、愛光町、辻町、南江戸一丁目、竹原二丁目、竹原三丁目、空港通一丁目、雄郡二丁目、小栗町、小栗七丁目、土居田町、保免上一丁目、保免上二丁目、保免中一丁目、保免中二丁目、保免中三丁目、市坪西町、市坪北二丁目、市坪南二丁目及び市坪南三丁目の各一部
伊予市宮下、上野及び上三谷の各一部
伊予郡松前町大字中川原、出作、神崎、鶴吉及び横田の各一部

○愛媛県告示第 437 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成19年 3月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
18宇局建（開）第 6 号 平成19年 3月 1日	宇和島市保手五丁目乙 6 番 1、乙 6 番 2、乙 6 番 37、乙 8 番 1、乙 8 番 32、 乙 8 番 33、甲 558 番 32、甲 559 番 9、甲 559 番 54、甲 559 番 55、乙 6 番 21、乙 8 番 16 及び乙 8 番 34	宇和島市津島町高田甲 2929 番地 1 有限会社津島土地開発 代表取締役 小 島 フキエ

公 告

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき平成18年11月24日から平成19年 2月18日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成19年 3月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

機械保全

特級

受 検 番 号
B 1

半導体製品製造

特級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	B 2	B 4	B 10

金属溶解（鋳鉄誘導炉溶解作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 1

工場板金（機械板金作業）

1 級

受 検 番 号
B 1

機械検査（機械検査作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
C 2	C 3

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4	A 甲 5	A 甲 8	A 甲 9	C 1

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 9
A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 13	A 甲 14	A 甲 16
A 甲 17	A 甲 19	A 甲 20	A 甲 21	A 甲 23	A 甲 24
A 甲 25	A 甲 26	A 甲 27	B 1	B 2	

機械保全（機械系保全作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 12	A 甲 22	A 甲 34	A 甲 38	A 甲 39	A 甲 44
A 甲 45	A 甲 50	A 甲 51	B 1	B 4	B 8
B 11	B 17	B 18	C 7	C 12	C 15
C 17					

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 10	A 甲 14	A 甲 20	A 甲 31	A 甲 32
A 甲 34	A 甲 36	A 甲 37	A 甲 48	A 甲 50	A 甲 57
A 甲 58	A 甲 60	A 甲 65	A 甲 67	A 甲 70	A 甲 71
A 甲 81	A 甲 83	A 甲 88	A 甲 92	A 甲 93	A 甲 99
A 甲 115	A 甲 117	A 甲 119	A 甲 127	A 甲 132	A 甲 133
A 甲 134	A 甲 137	A 甲 139	A 甲 142	A 甲 145	A 甲 150
A 甲 151	A 甲 159	A 甲 161	A 甲 163	A 甲 166	A 甲 167
B 3	B 6	B 8	B 11	B 14	B 17
B 18	B 25	B 26	B 27	B 29	B 32
B 33	B 35	B 39	B 41	B 42	C 4
C 6	C 7	C 8	C 9	C 13	C 14
C 15	C 16	C 17	C 19	C 20	C 22
C 26	C 28	C 30	C 31	C 32	C 33
C 35	C 40	C 41	C 42	C 45	C 46
C 47	C 48				

機械保全（電気系保全作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 20	A 甲 21	B 1	B 5	B 8
B 10	C 1				

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4	A 甲 7	B 2	B 3	B 4	C 2
C 6	C 7	C 10	D 1		

機械保全（設備診断作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 7	A 甲 8	C 14

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
C 3	C 4	C 5	C 6	C 7	C 8
C 9	C 10	C 11			

電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）

3 級

受 検 番 号
A 甲 1

電気機器組立て（シーケンス制御作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 2

2 級

受 検 番 号
A 甲 1

半導体製品製造（集積回路チップ製造作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 4	A 甲 14	A 甲 18	C 1	C 2
C 3	C 4	C 5	C 6	C 7	C 8
C 10	C 11	C 13	C 14	C 16	C 17
C 18	C 20	C 21	C 23		

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 8	A 甲 11	C 1
C 4	C 5	C 8			

自動販売機調整（自動販売機調整作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	B 3	C 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2 C 2	A 甲 3 C 3	A 甲 5	A 甲 8	A 甲 10	C 1

空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

農業機械整備（農業機械整備作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 5 A 甲 21	A 甲 10 A 甲 26	A 甲 11 B 2	A 甲 16 B 5	A 甲 17 B 7	A 甲 19

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 17	A 甲 11 A 甲 24	A 甲 12 B 3	A 甲 13 C 1	A 甲 14 C 2	A 甲 16

冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 13	A 甲 6 A 甲 15	A 甲 8 A 甲 16	A 甲 9 B 1	A 甲 10 B 2	A 甲 11

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 9	A 甲 3 A 甲 11	A 甲 5 A 甲 13	A 甲 6 B 4	A 甲 7 B 5	A 甲 8

3 級

受 検 番 号
A 甲 1

和裁（和服製作作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 1

強化プラスチック成形（積層防食作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 8	A 甲 2 C 1	A 甲 3 C 2	A 甲 4	A 甲 6	A 甲 7

パン製造（パン製造作業）

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	B 2

菓子製造（洋菓子製造作業）

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 5	C 1

菓子製造（和菓子製造作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
C 1	C 2

2級

受 検 番 号
A 甲 1

建築大工（大工工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 5

3級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

かわらぶき（かわらぶき作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2 C 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 6	A 甲 9	C 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	C 1

配管（建築配管作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2 A 甲 13 C 2	A 甲 3 A 甲 14	A 甲 4 A 甲 15	A 甲 5 A 甲 16	A 甲 10 A 甲 17	A 甲 12 B 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2 A 甲 14	A 甲 3 A 甲 18	A 甲 4 C 2	A 甲 5	A 甲 8	A 甲 9

配管（プラント配管作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 6	C 1

2 級

受 検 番 号
A 甲 2

型枠施工（型枠工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 8 A 甲 25 C 9	A 甲 9 A 甲 26	A 甲 11 B 2	A 甲 18 B 3	A 甲 19 C 2	A 甲 20 C 3

2 級

受 検 番 号
B 1

鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業）

1 級

受検番号

A甲 1

鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1 B 5	A甲 3 C 1	A甲 4 C 2	A甲 5 C 3	B 1	B 2

2級

受検番号	受検番号
A甲 3	C 2

コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3

2級

受検番号	受検番号
A甲 1	B 1

防水施工（アスファルト防水工事作業）

1級

受検番号
B 1

防水施工（合成ゴム系シート防水工事作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	C 1	C 2

防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	C 1	C 2	C 3	C 4

ガラス施工（ガラス工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
C 1	C 2	C 3

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	C 1	C 2

機械・プラント製図（機械製図手書き作業）

2 級

受 検 番 号
B 3

機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 13	A 甲 15
A 甲 17	A 甲 18	C 1	C 2	C 4	C 6
C 7					

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 16	B 2
C 1					

電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3

塗装（鋼橋塗装作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 8	A 甲 11	B 2	C 2	C 3

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	C 1	C 2	C 3

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

単一等級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	B 1	B 2	C 1

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1038

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年 3月13日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則 7 - 43）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（昇格）</p> <p>第19条 省略</p> <p><u>2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。</u></p> <p><u>3 勤務成績が特に良好である職員に対する第1項第2号の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経過年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもつて、それぞれ同表の必要経過年数又は必要在級年数とすることができる。</u></p> <p>4 省略</p> <p>（昇給区分及び昇給の号給数）</p> <p>第30条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 前項の規定により昇給区分を決定することと_____なる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。</p> <p>6 省略</p> <p>7 前年の昇給日後に新たに職員となつた者又は同日後に第22条第3項、第24条第2項（第25条第2項において準用する場合を含む。）若しくは第36条の規定により号給を決定された職員の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数（第3項の規定が適用される場合は、同項の規定による調整等が行われた場合の号給数）に相当する数に、その者の新たに職員となつた日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会の定める職員にあつ</p>	<p>（昇格）</p> <p>第19条 省略</p> <p>2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項第2号の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経過年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもつて、それぞれ同表の必要経過年数又は必要在級年数とすることができる。</p> <p>3 省略</p> <p>（昇給区分及び昇給の号給数）</p> <p>第30条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がD又はEとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。</p> <p>6 省略</p> <p>7 前年の昇給日後に新たに職員となつた者又は同日後に第22条第3項、第24条第2項（第25条第2項において準用する場合を含む。）若しくは第36条の規定により号給を決定された職員の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数（第3項の規定が適用される場合は、同項の規定による調整等が行われた場合の号給数）に相当する数に、その者の新たに職員となつた日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会の定める職員にあつ</p>

